

ベルギー「いじめ」を考えて

由取 洋介

1. 「こども」に対する「虐待」

昨年暮れ、一九九四年一二月一一日から一四日まで、ベルギーのゲントで開催された「子どもの権利の実施監視に関する欧州会議」(The European Conference on Monitoring Children's Rights)に参加する機会を得た。子どもの権利条約の発効を機会に、子供の権利条約の実施状況を「監視する」(monitor)方法と、そこに含まれている課題を検討しようとするこの会議には、欧州のみならず南米、南アジアなど世界

世界各地から研究者や実践家が二〇〇名以上参加していた。会議それ自体は刺激的なものではなかった。これまで考ってきたこと、あるいは、論文として公にしてきたことが異なった言語で報告されてくるとの印象しか残らなかつた。

私にとってむしろ有益だったのは、子どもの権利のための国連NGOである Defence for Children International (DCI) の各国支部のメンバーと親密な会話ができるたことであった。DCIのメンバーは、オランダ、イスラエル、イギリス、イング、オースト

ラリア、フィリピン、ガテマラ等世界中から集まって
いた。私が事務局長を務めているDCI日本支部は、
一九九四年一月に設立されたばかりの支部で、発足一
年を経ずして会員数が七〇〇名を超えて、これまで世界
最大支部であったDCIオランダ支部の二〇〇名をは
るかに追い抜いて世界最大の支部となってしまった。
世界の仲間たちと談笑をしている時に、日本支部に
関連して決まってといつてよいほど聞かれたのは「な
ぜ日本支部の会員数が短期間の間に七〇〇名を超えて
しまったのか、その秘密はどこにあるのか」という質
問であった。

私は概略次のように答えた。「日本では一九八〇年
代に入つてから学校や警察における子どもの人権侵害
問題が急速に現れてきた。それ以降、裁判やそれ以外
の手段に訴えて解決のための努力を日本市民はしてき
た。しかし、私たちの要求に対して、司法も行政も積
極的な姿勢を示さなかつた。これゆえ、国内的手段だ
けではなく国際的手段に訴える必要性が生まれてきた。
子どもの権利条約は日本において子どものおかれてい
る実態を改善するための、いわば、「最後の手段」と
しての期待を担わされている。その条約の起草に貢献
し、現在でも子どもの権利に関する有力なNGOであ
るDCIについても同様な期待を集めただと思ふ。」

だが「豊かな国日本」にそれほど深刻な問題がある
のかと彼らは納得しない。世界の仲間たちは「では、
最近どのような問題があるのか」と聞いてくる。そこ
で『いじめ』(bullying)による子どもの「自殺」
が連続して起こっていることについて話した。

そうすると日本に来たことのあるDCIオランダ支
部の事務局長が「僕も日本のいじめの深刻さについて
は聞いたことがある。日本に行った時に会つた日本政
府の高官はいじめのことを“虐待”(abuse)と表現
していたよ」といつて笑いだした。皆も笑つた。

確かにこの日本政府高官の英語は変である。“虐待”

といえば、親あるいは親類等の大人が子どもに対して
行うことであり、子どもが子どもに対しても“虐待”す
るなどというのは、英語としておかしい。彼らが笑う
のももつともだ。

しかし、オランダ支部事務局長が会つた日本政府高
官の英語力がどの程度のものであったかは定かではない
が、もしかしたら「名(誤)訳」「かもしだれないと思
つた。

「いじめ」をbullyingという英語に訳しても、な
ぜbullyingで自殺するのか彼らにも良くわからない。
むしろ英語としてはおかしいということを承知の上で
abuseという言葉を使った方が、日本で起きている事

態をうまく伝えられるかもしれない。第一に、「いじめ」には親による虐待と同程度の精神および肉体に対する重大な侵害が含まれている。第二には、いじめられた子——いじめられた子の間には、親子関係とまでいかなくとも、相当程度に親密な関係が存在している。この二つのことをはっきりさせることができるのでないか。

このことを彼らに正直にいつてみた。そして「確かにへんな英語だけれども、子どもによる子どもの虐待、というのは、日本のいじめを理解する上では適切かもしれない」と付け加えた。

彼らは表情を変えた。事の重大性は伝わったようだ。するとすぐに「なぜ日本ではそのような問題が起きるのか」という質問を受けることになった。だが私の英語力では、いや、私の日本理解の程度ではもうお手上げである。「日本の教育システムはきわめて競争的である」といった程度の答えしかできなかつた。結局誰も納得しなかつた。

2. 子どもは「存在しているだけで価値がある」ということ

日本に帰ってきてから、ある高名な教育研究者との私の経験について話した。彼も同じような経験を持

っていたが、そこから彼が導き出した「には、ずっと意味があった。私がやった小賢しい『お言葉遊び』のレベルをはるかに超えていた。

彼はフランスのある新聞社の特派員に次のような質問をされたそうである。第一、「日本における『いじめ』をめぐる議論は教育システムの構造的欠陥について十分注意を払っていないのではないか。第二、「なぜ子どもが安易に自殺に至るのか、それをどう説明するのか。彼は第一の質問に対しても「イエス」と、第二の質問に対しても「現在説明を持ち合わせていない」と答えたそうである。彼はこの話を紹介した後次のように言つた。「第二の質問に対しては、例えば、日本には、自殺を悪とするキリスト教の伝統が欠けている、といった比較文明論的な解答はできるが、それで十分だとはどうていえない。むしろ考るべきなのは、日本の教育は、自分に価値があるということ、あるいは、自分に人間としての尊厳があるということを子どもたちに理解させていない、ということではないか。」

実に鋭い指摘ではないかと思つた。

仮に、自殺をした子どもが、自分に人間としての尊厳があるということを内面化していたならば、彼は、自分の生命を自ら絶つということはしなかつたであろう。また、いじめをした側についても、相手に人間と

しての尊厳があるということを理解していれば、自殺に追いやるほどのいじめをすることはなかつたであろう。

「人権」ないし「人間の権利」とは、「人間が人間であるという理由だけで認められる権利」を意味し、そのような権利がみとめられるのは、人間が生まれながらにして「個人としての尊厳」を持つてゐるからだという説明がなされるのが一般的である。「個人の尊厳」ないしは「人間は存在しているだけで価値がある者として取り扱わなければならない」という考え方は、「人間は存在しているだけで価値がある」ということをその前提としている。従つて、「個人の尊厳」を現実のものとするためには、この前提が单なる“美しいフィクション”ないしは“建前”ではなく、人間が持つてゐる何らかの実体に基づけられている“リアリティ”ないしは“本音”であると認識される必要がある。では、何らかの実態とは何なのであらうか。残念ながら、

この問題に十分な解答を与えることは、私の現在の能力をはるかに超えている。しかし、「個人の尊厳」という考え方とその前提を受け入れることが、現在の学校教育の問題点を考える上できわめて重要なのではないか。

「そこにいるだけで子どもには価値がある」ということは、乳児を持つ親であれば実感しているであろうし、あるいは、自分の子どもが乳児であった時には誰もが実感していたことであろう。私たちは、家庭の中で、いつの時点でこのようなことを実感できなくなり、あるいは、これを意味のないものとして放棄してしまうのだろうか。

また、子どもを「尊厳を持った存在」として尊重しなければならない学校において、「君は存在しているだけで価値がある」というメッセージが子どもに伝えられているのだろうか、あるいは、このメッセージはどうにして否定されてしまったのだろうか。

日本の学校教育に対する批判として、一元的能力観

分が尊厳を持った人間であるという実感を持つて子どもに向かっているのだろうか。そのような実感を持てない教師になぜ、このようなメッセージを発することができるのだろうか。

3. 一九九五年の国内的な意味と国際的な意味

私が大学院に進学したのは一九八五年であった。その年に、岐阜県で二件の体罰に絡む死亡事件が起こり、いわゆる「子どもの人権裁判」の発端となつた熊本玉東中学丸刈り訴訟熊本地裁判決が出された。いずれの事件についても、現地調査に赴く機会があつたのだが、

いまでも印象に強く残つているのは、体罰に絡む死亡事件が起つた岐阜県の教職員組合の委員長が、当時の状況を「絶対的矛盾」という言葉を使って説明していたことであつた。本来、未来に開かれた存在として子どもを育てるべき学校において、教師が行つた体罰が原因となって子どもが死亡するということは、学校の本来の目的と学校の現実とが、これ以上進みようがないほど乖離してしまつた、ということを当時の委員長はこの言葉を使って表現しようとしていた。

しかし、教師の体罰ではなく、子どもによるいじめによって、子ども自身が命を絶つという事態にその一〇年後に直面すると、この「絶対的矛盾」という表現

は、一〇年早く使われてしまつたのではないかという

こと、すなわち、一〇年前は「それ以上進みようがないほど」乖離は進んではいなかつた、と感じざるをえない。学校教育に関して「いじめ自殺」以上に悽惨なことを——少なくとも私には——想像することはできない以上、「絶対的矛盾」という表現は一九九五年にこそ用いられるべきである。そしてこのことは、子どもの人間としての尊厳の確立に向けての一歩を踏み出さなければならぬスタートラインがこれ以上くつきりと描かれないほどくっきりと私たちの前に描かれたことを意味する。

周知のとおり、子どもの権利条約を日本政府は一九四四年に批准した。その時日本政府は、この条約は、もっぱら発展途上国向けのそれであり、先進国日本に対してはそれほどのインパクトをもたらすものではないとの姿勢を示していた。確かに子どもからその尊厳を奪うものとしてこれまで国際的に指摘されてきたのは「戦争」と「貧困」であり、私たちの住む「豊かな」日本社会には、「貧しい」国に顕著に見られるこれら二つの要因は存在していない。だが問題は、「先進国」日本に存在している、子ども「個人としての尊厳」を否定する「戦争」と「貧困」以外の第三番目の要因とは一体何なのか、ということにある。

一九九五年が、国内的には、子どもの人間としての尊厳の確立にむけて「豊かな国日本」を総点検する年になるとすれば、「先進国」日本において、子どもの人間としての尊厳を否定している要因を構造的に明らかにすることが私たちに課された国際的な課題となつているのである。

この第三の要因を明らかにできれば、私たちは、子どもの権利の普遍的・全世界的な確立にむけて大きな貢献をなしうるはずである。このような人権領域における「国際」貢献の可能性を私たちが自覚した年が一九九五年であったと後になって評価しうる年に今年をしなければならないと、私は思ふし、そうしたい。

なぜならば、このような「貢献」をして初めて、D C I の世界の仲間たちに、なぜ D C I 日本支部が世界最大支部となつたのか理解してもらえるし、私たまたが子どもの権利の確立に向けての国際的な運動の一員となつたことが「意味」であつたと実感してもらえると信じるからである。

(よとりやま ようすけ) D C I 日本支部事務局長。

新潟大学教育学部助教授
(特集)

【次号（第四三号）予告】

戦後50年の「平和」と教育課題

▼憲法第九条の教育論的意味……………成嶋 隆

▼戦後50年の教育問題を国際的視野の中で…河内徳子

▼敗戦後50年の子どもたち—10人の手記—中・高校生

▼戦後50年の「平和」とわたくしたち〔座談会〕大学生

▼長岡空襲の語りべ……………吉沢俊夫

▼歴史に学ばないこと（隨想）……………八木三男

▼新潟県の被爆者—遠藤会長に聞く……………本田敏彦

▼ベトナム見学の旅……………吉村敏一

▼ある卒業生への手紙……………中野芳彦

▼丸山ひまわりクラブの子ども達……………服部恵美子

▼オウム教になぜ理科系の高学歴者が？……………関根征士

▼アメリカの高校留学から学んだこと……………高橋美衣

▼三和村の産業廃棄物の現地を見て……………荒木繁雄

▼赤泊村の演劇運動……………山本・本田